

昭和 54 年度

平成 15 年度（第 1 回変更）

令和 7 年度（第 2 回変更）

県営土地改良事業（維持管理）

矢 作 川 南 部 地 区 計 画 概 要 書

愛知県

目 次

I 県営土地改良事業の変更事項

II 県営土地改良事業計画の概要

第1章 目 的

第2章 地域の所在及び現況

第1節 地 形

第2節 気 象

第3節 地 積

第3章 維持管理の要領

第1節 県が維持管理する施設

第2節 県が維持管理する施設の位置

第3節 維持管理の方法

第4節 取水時期及び方法

第4章 費用の概算

第5章 効 用

第6章 他の事業との関係

第1節 農業用水

第2節 治 水

第3節 都市用水

第4節 漁 業

第5節 その他利水者との関係

第7章 環境との調和への配慮

第8章 計画概要図

III 県営土地改良事業の事業費の負担区分の予定

I 県営土地改良事業計画の変更事項

○変更の内容

変更事項	変更前	変更後	増減率	備 考
受益面積	7,130.7ha	6,571.1ha	△7.8%	農地転用に伴う減

○変更を必要とする理由

国営矢作川総合第二期土地改良事業で予定されている計画変更に合わせて、受益地の整理を行った結果、受益面積を変更する必要性が生じたことから、維持管理事業計画の変更を行うものである。

Ⅱ 県営土地改良事業計画の概要

第1章 目 的

この事業は、国営矢作川第二土地改良事業、矢作川総合土地改良事業及び（ ）
県営かんがい排水事業等によって造成され、国営新矢作川用水土地改良事業により新設又は、改修された細川・乙川・鹿乗川・吉良古川頭首工、矢作川用水（ ）
共用水路、六ツ美幹線水路、南部幹線共用水路及びこれに付帯する取水・送水・配水施設等の良好な維持管理と受益地域農業生産の安定を図るため、水田ならびに畑地かんがい用水の合理的な配水を行うことを目的とする。
なお、共同事業として造成された愛知県水道用水供給事業施設、岡崎市水道事業施設の管理も受託し、水利用の円滑化を図る。

（ 現況 ）

第2章 地域の所在及び現況

この地域は、矢作川の中下流部に発達したいわゆる矢作川デルタ地帯の沖積平野とその東南部三ヶ根山麓の山間丘陵地で西三河南部の三河湾に面した三角状の地域である。

気候は温暖で、沖積地は古くから農業が営まれ、農業用水路は17世紀頃から中小規模の利水施設が開発されその数は28ヶ所に及んだ。その後、逐次開さく改良されて西三河平野の水田穀倉地帯を形成したが、水源の枯渇化、取水施設の老朽化に加え矢作川の河床低下により取水不能となり、かんばつ被害を受けることとなった。又、山間丘陵地は点在する溪流とため池を利用した水田、無灌水の畑地で水利条件が不安定であった。

このため、矢作川支流巴川上流に羽布ダム（昭和38年完成）と矢作川上流に多目的矢作ダム（昭和46年完成）が建設され、昭和38年国営矢作川第二土地改良事業、同45年矢作川総合土地改良事業及び関連土地改良事業が実施されて、農業用水取水の安定と配水方法の改善を図ることにより農業経営の近代化が図られた。

受益地中央を流れる矢作川は、アマゴ、アユ、オイカワ、ウナギ、カワヨシノボリ等数多くの魚類が生息し、夏場はアユの友釣りなどで賑わい、矢作川左岸丘陵地帯には、地域の水源である大井池や不動ヶ池などのため池が点在し大井池湖畔には道の神、道祖神として知られる猿田彦神社が、不動ヶ池周辺にはキャンプ場などがあり多くの人々が訪れている。

他方、中京工業圏の一環として西三河内陸、衣浦臨海工業地帯に属し、農業労働力の工業部門への流出と農地の宅地、工場地への転用も増加している。

第1節 地 形

本地域は、いわゆる矢作川デルタと称する一般に平坦な平野で、標高は地区北端で25m、中央部13m、南部沿岸では1mで、南西に向かっておよそ1/1,000～1/3,000の緩傾斜をしている。

本地域は、矢作川の両岸に発達した平野で、ほとんど沖積層である。

第2節 気 象

本地域は、気候温暖で年平均気温は15℃で、降雨量は年平均1,500mm内外である。

(2)

第3節 地 積

(平成14年 3月現在)

令和6年 4月現在

市 町 名	田 ha	畑 ha	計 ha
豊 田 市	(310.9) 281.0	—	(310.9) 281.0
岡 崎 市	(1,335.8) 1,135.2	—	(1,335.8) 1,135.2
安 城 市	(581.4) 564.9	—	(581.4) 564.9
西 尾 市	(1,940.0) 3,056.7	(122.0) 242.3	(2,062.0) 3,299.0
(幡豆群一色町) ※H23 西尾市に合併	(546.1) —	—	(546.1) —
(〃 吉良町) ※H23 西尾市に合併	(723.8) —	(103.8) —	(827.6) —
(〃 幡豆町) ※H23 西尾市に合併	(56.3) —	(21.5) —	(77.8) —
碧 南 市	(152.0) 144.4	(388.3) 376.5	(540.0) 520.9
額田郡幸田町	(719.1) 646.2	(129.7) 123.9	(848.8) 770.1
計	(6,365.4) 5,828.4	(765.3) 742.7	(7,130.7) 6,571.1

(計画)

第3章 維持管理の要領

(管理する施設の種類及び規模)

第1節 県が維持管理する施設

国営矢作川第二土地改良事業、国営矢作川総合土地改良事業、国営新矢作

(—) (並びに)

川用水土地改良事業及び県営かんがい排水事業等により造成された施設及び管理方法は以下に示すとおりである。

名 称	施 設	構 造 及 び 規 模	備 考
細川頭首工	堤体工 施設工	堤体 1 式 土砂吐扉 1 門 洪水吐扉 2 門 放流工扉 1 門 魚道 2 ヶ所 取水扉 3 門 沈砂池 1 ヶ所	
	取水工		
	管理棟	鉄筋コンクリート 2 階建 付属建物 1 式	
	監視制御装置	集中監視制御装置 1 式	
(左岸導水路)		(取水門 2 連 1 ヶ所)	
明治導水路	明治導水路	取水門 2 門 導水路 1,496.34 m	
矢作川用水 共用水路	細川幹線水路	用水路 (暗渠・隧道・開渠・サイホン) (〈3,415.10〉) 〈3,291.07〉 m (2,642.40) 2,648.19 m (水位調整工 1 ヶ所) 削除 (2)	〈 〉はバイパス 水路を含む延長
	上郷幹線水路	分水工 3 ヶ所 用水路 (パイプライン) (〈5,950.60〉) 〈5,997.62〉 m (4,608.60) 4,648.90 m (3) 水位調整工 2 ヶ所 (6) 分水工 5 ヶ所 放水工 1 ヶ所	〈 〉はバイパス 水路を含む延長

名 称	施 設	構 造 及 び 規 模	備 考
(—)	北野幹線水路 (上流部)	用水路 (パイプライン) (—) 〈6,595.18〉 m (3,852.60) 3,756.30 m 水位調整工 2ヶ所 (4) 分水工 18ヶ所 放水工 1ヶ所	
	岡崎幹線水路	用水路 (パイプライン) (3,431.20) 3,633.56 m 水位調整工 1ヶ所 (2) 分水工 4ヶ所 放水工 1ヶ所	
	(遠方制御分水工) 削除	(遠方制御分水工) (5ヶ所) 削除	
	(—)	(—)	
	矢作川用水農 専水路	六ツ美幹線水路 (上流部) 用水路 (パイプライン) 8,367.03m 水位調整工 2ヶ所 分水工 6ヶ所 放水工 1ヶ所	
	南部幹線共用 水路	南部幹線共用水路 用水路 (パイプライン) (5,449.54) 5,449.04m 放水工 2ヶ所 分水工 1ヶ所 揚水機場 1ヶ所	
	乙川頭首工	堤体工 堤体 1式 施設工 土砂吐扉 1門 洪水吐扉 2門 魚道 1ヶ所 取水工 取水扉 3門 (257.75) 導水路 379.70 m 分水扉 2門	
	管理棟	鉄筋コンクリート 2階建 付属建物 1式	
	取付水路	取付水路 1式	

名 称	施 設	構 造 及 び 規 模	備 考
吉良古川頭首工	堤体工	堤体	1 式
	施設工	土砂吐扉	2 門
		洪水吐扉	7 門
		(一)	(一)
	取水工	魚道	1 ヶ所
		取水扉	4 門
		調節扉	2 門
		制水扉	2 門
		沈砂池	1 ヶ所
	管理棟	鉄筋コンクリート	平屋建 付属建物 1 式
鹿乗川頭首工	取付水路	取付水路	1 式
	堤体工	堤体	1 式
	取水工	取水扉	2 門
		(分水扉)	(2 門)
	(一)	削除	削除
		(一)	(一)
		調整施設	1 ヶ所
	(一)	サージタンク	1 ヶ所
		余水吐	1 ヶ所
		(一)	(一)
	分水工	分水工	2 ヶ所
	管理棟	鉄筋コンクリート	平屋建 付属建物 1 式
	(取付水路)	(取付水路)	(1 式)
	削除	削除	削除
	(一)	(一)	(一)
	監視制御装置	遠方監視制御装置	1 式

※現在管理している施設については、用途廃止されるまで管理するものとする。

(管理する施設の位置)

第 2 節 県が維持管理する施設の位置

別紙図面のとおり

第 3 節 維持管理の方法

(1) 管理事務所

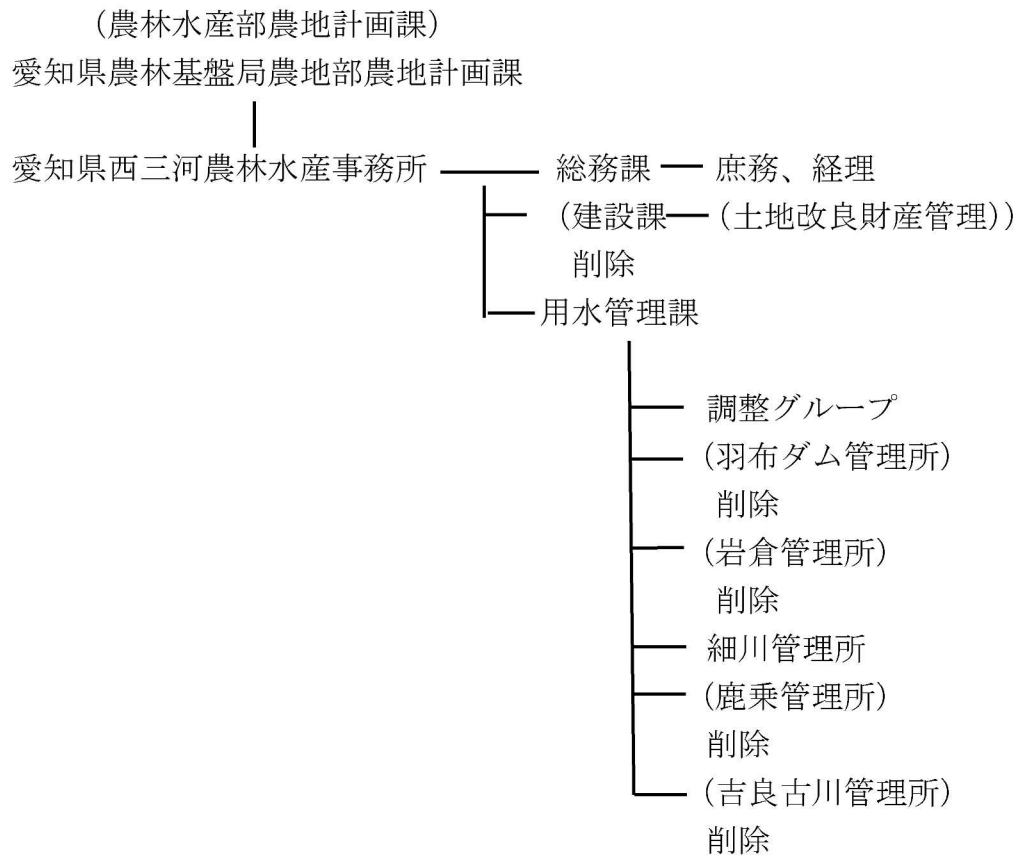
愛知県西三河農林水産事務所

岡崎市明大寺本町 1 丁目 4 番地

同 細川管理所

岡崎市細川町門立 29 番地の 1

(2) 管理機構



(3) 管理方法

(本事務所)

事務所に所要の職員を配置して、利水に関する諸連絡調整を図り、管理所に所要の職員を配置して、施設の保全及び操作を行う。

(4) 県が管理する以外の施設の管理との関係

国営矢作川第二土地改良事業、同矢作川総合土地改良事業、同新矢作川
(—)

用水土地改良事業及び県営かんがい排水事業等によって造成された矢作川南部地区の施設のうち、県が管理する以外の施設の管理については、関係土地改良区連合と密接な連絡をとりながら行うものとする。

(左岸導水路)

明治導水路による矢作川からの注水は、明治用水頭首工を管理する明治用水土地改良区と連絡を保って行う。

第4節 取水時期及び方法

別途定められた水利使用規則による。

(事業費)

第4章 費用の概算

(〈130, 100〉 74, 000)

事業に要する費用の年間の概算額 〈149, 600〉 100, 100 千円

(水道受託)

(平成 14)

〈 〉は水道分を含む総額を示す。

※令和 6 年度算定

物価の変動、施設の補修費等の増減により毎年変わる。

第5章 効 用

かんがい用水の合理的な配水を行うことによって農業生産の安定をはかり「国営矢作川第二土地改良事業計画書（昭和 47 年度計画変更）」、「国営矢作川総合土地改良事業計画書（昭和 52 年度計画変更）」、「国営新矢作川用水土地改良事業変更計画書（平成 14）（平成 15 年度計画変更）」及び「県営かんがい排水事業計画書（昭和 35 年）」等に計画された経済効果を発生させる。

第6章 他の事業との関係

第1節 農業用水

地区上流の矢作川には、矢作ダムを水源として、枝下用水、明治用水、矢作川北部用水等農業用水が取水されているため、これら関係管理者と協調を図って管理する。

第2節 治 水

細川、乙川、鹿乗川、吉良古川頭首工が設置されたことにより、上流の洪水（細川、乙川等頭首工）

位が高くなる危険があるため、それぞれ矢作川農業水利事業管理規程に基づく操作により安全を図るものとする。

上流特定多目的ダム、農業用羽布ダムにおいて洪水調節及び渇水補給を行うため、矢作ダム管理所と常時連絡をとり、羽布ダム管理所は、県で一体的に管理する。

削除

細川頭首工下流には、既設上水道、工業用水等取水口があり、矢作川農業水利事業管理規程に基づき所要水量を放流するものとする。

(上水道・工業用水道)

第3節 都市用水

細川頭首工、矢作川用水共用水路等は、愛知県水道用水供給事業及び岡崎市水道事業との共用の施設であり、受託して管理する。

北部岩倉取水口において上水道・工業用水道用水、明治用水頭首工地点において工業用水道用水を取水しているので、これらの関係管理者と協調し管理する。

第4節 漁業

細川頭首工、乙川頭首工の上下流には、漁業権が設定されているが、頭首工には、魚道の設備があるため漁業には、支障を及ぼさない。

(—) (—)

第5節 その他利水者との関係

特記事項なし。

第7章 環境との調和への配慮

国営矢作川第二土地改良事業等により造成された頭首工では流域に生息する魚類等に配慮した操作に努めている。

国営新矢作川用水土地改良事業により造成される幹線水路上部の管理用道路については、管理用道路のみならず、遊歩道やサイクリングロード等多面的な有効活用のための検討が進められている。

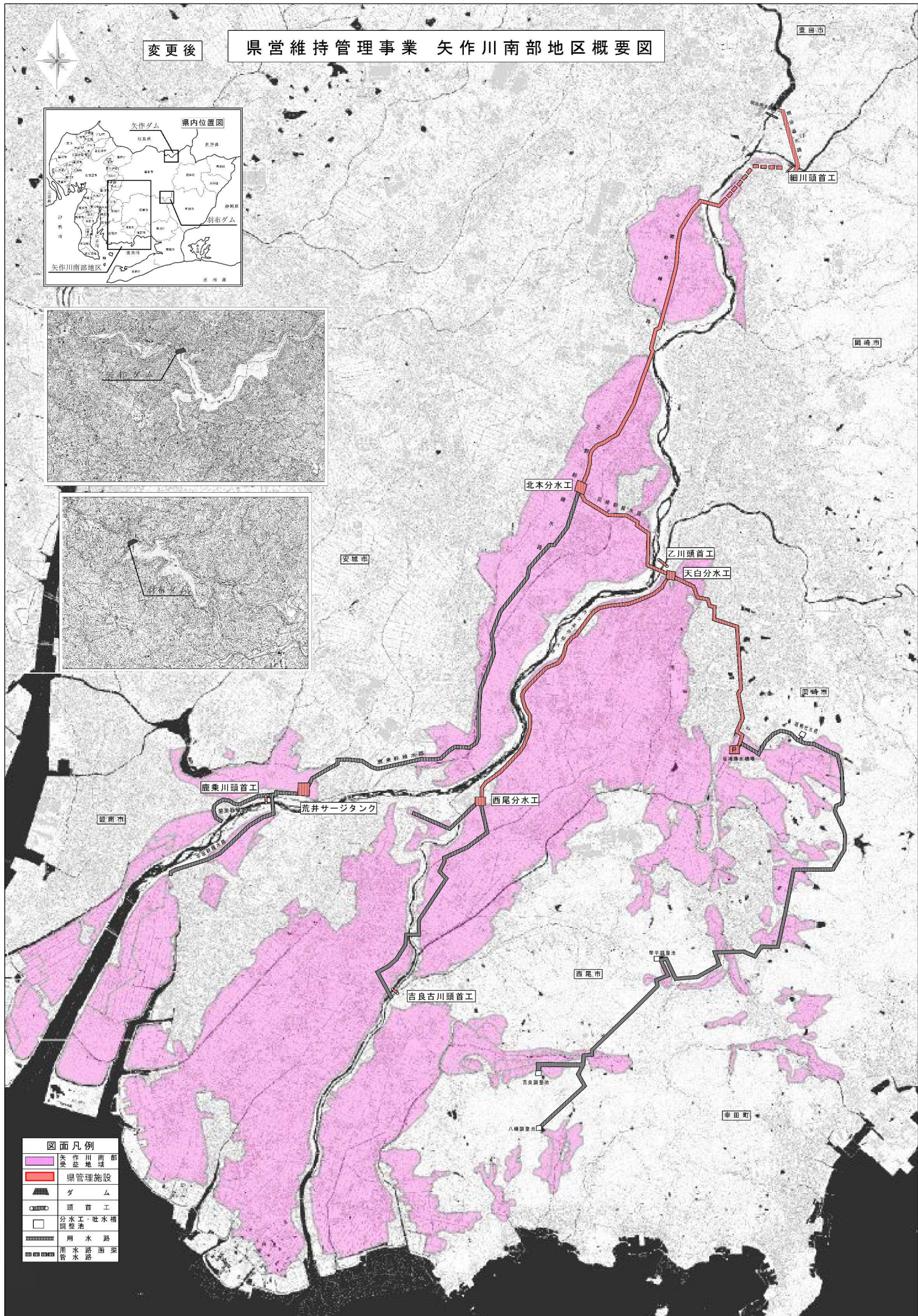
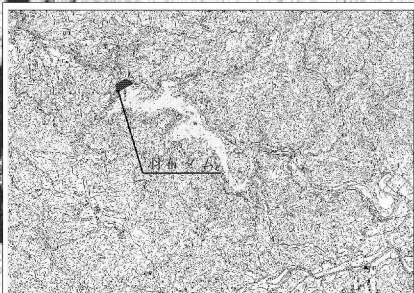
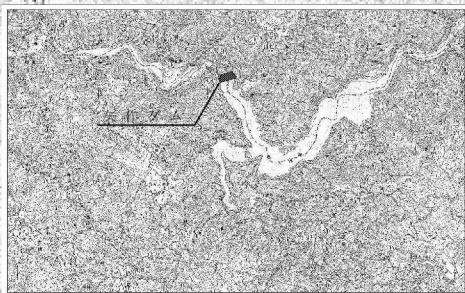
また、開水路を主体とする現況幹線水路は、老朽化が著しく、水路周辺の宅地化の進展も顕著で、土砂やゴミの流入がみられ、維持管理に支障をきたしていることから、国営新矢作川用水土地改良事業にて改修され幹線水路は暗渠タイプが採用されている。これにより土砂流入等が大幅に軽減されることから、維持管理の軽減や水質の保持に寄与するところが大きい。

第8章 計画概要図

別添のとおり

変更後

県営維持管理事業 矢作川南部地区概要図

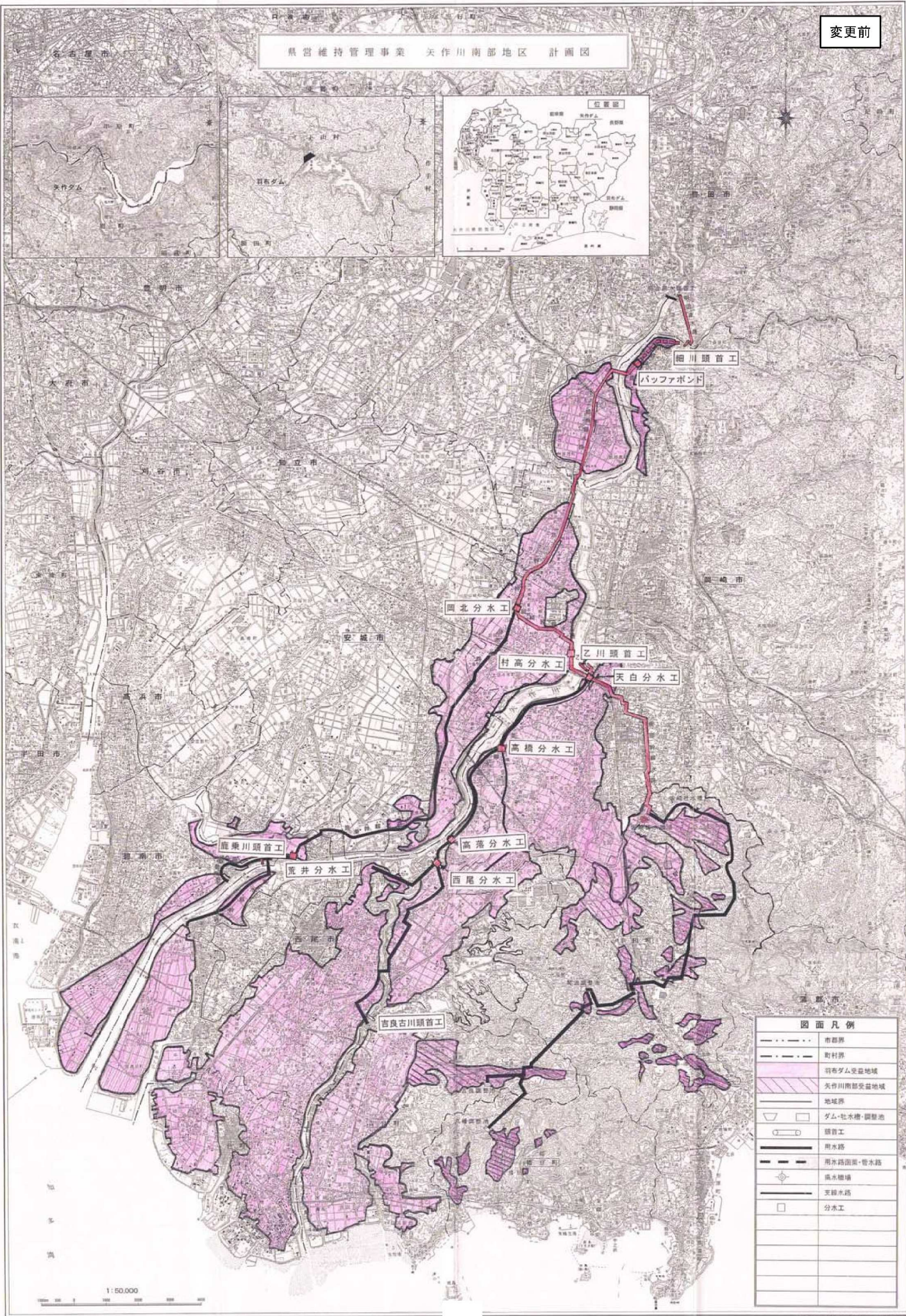


図面凡例

矢作川南部地区	県営維持管理事業
ダム	頭首工
分水工・吐水橋	調整池
用水路	用水路側溝
用水路	用水路

変更前

県営維持管理事業 矢作川南部地区 計画図



Ⅲ 県営土地改良事業の事業費の負担区分の予定

上段（ ）書きは変更前

1. 事業に要する費用の概算値

(〈130, 100〉 74, 000)

事業に要する費用の年間の概算額 〈149, 600〉 100, 100 千円

(水道受託)

(平成 14)

〈 〉は水道分を含む総額を示す。

※令和 6 年度算定

物価の変動、施設の補修費等の増減により毎年変わる。

2. 負担割合

(別途定められた矢作川利水総合管理の共用施設管理費負担協定による。)

事業費の国庫補助対象となる額の 30%は国、35%は県、35%は受益者が負担する。

事業費の国庫補助対象外となる管理に係る額の 50%は県、50%は受益者が負担する。

事業費の国庫補助対象外となる調整に係る額の 100%は県が負担する。

(—)

3. 土地改良法第 91 条の規定による分担金及び負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域を地区とする岩津用水土地改良区、明治用水土地改良区、安城土地改良区、碧南市土地改良区、幸田土地改良区、占部用水土地改良区、豊田土地改良区及び西尾土地改良区(以下「関係土地改良区」という。)は、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。)第 91 条第 1 項及び愛知県県営土地改良事業分担金等徴収条例(昭和 40 年条例第 19 号)第 2 条第 1 項の規定により、愛知県が法第 3 条に規定する資格を有する者に対する分担金に代えて当該土地改良区からこれに相当する額として徴収する金額を負担する。

(—)

4. 地元負担の予定基準

関係土地改良区の定款に定められた賦課基準による。